

「卒業の認定に関する方針」(ディプロマ・ポリシー)について

(まちづくり工学科)

まちづくり工学科においては、以下の資質・能力を身に付け、所定の年限在学し、かつ所定の授業科目及び単位を修得した学生に学士（工学）の学位を授与します。

【A】 工学並びに幅広い教養を身に付けている。

「倫理観」

【B】 多様な考えを有する人々が住む「まち」において、解決しがたい問題に対して、合意を得るための説明能力を幅広い工学的知識及び視点から身に付けている。

「倫理観」,「説明する力」

【C】 まちづくり工学の基礎である「まちづくり」にかかわる法制度（都市計画など）などの仕組みを理解し、その解釈を適切に行い、さらに応用する能力を身に付けている。

「問題解決力」

【D】 成熟した「まち」の各種問題を解決するための幅広い学際的知識、発想力と創造力、倫理観を身に付けている。

「知識・教養」,「理解」,「倫理観」

【E】 「まち」の空間づくりの手法や空間を構成する各種構造物等の設計法に関する原理を深く理解している。

「知識・教養」,「理解」

【F】 「まち」に関する問題解決プロセスを模擬する各種演習を通じ、課題を理解し、その内容等をグループで議論し、協働しながらまとめ、論理的に文章等に表現することができる。

「問題解決力」,「論理的・批判的思考力」,「コミュニケーション力」,「振り返り力」

【G】 「まちづくり」にかかわる知識を総合して、実在する「まち」にかかわる問題点を見出し、それを解決する手法を自ら設定して、結論を見出す能力を身に付けている。

「知識・教養」,「理解」